

各位

会社名 か っ こ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岩井 裕之
(コード番号: 4166 東証グロース)
問合せ先 専務取締役管理部門管掌 CFO 関根 健太郎
(TEL. 050-3647-4166)

譲渡制限付株式報酬としての新株発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

〈勤務継続型譲渡制限付株式〉

(1)	払込期日	2023年4月27日
(2)	発行する株式の種類および数	当社普通株式 10,000株
(3)	発行価額	1株につき898円
(4)	発行価額の総額	8,980,000円
(5)	割当予定先	当社の取締役(※) 4名 10,000株 ※監査等委員である取締役を除く。

〈業績連動型譲渡制限付株式〉

(1)	払込期日	2023年4月27日
(2)	発行する株式の種類および数	当社普通株式 10,000株
(3)	発行価額	1株につき898円
(4)	発行価額の総額	8,980,000円
(5)	割当予定先	当社の取締役(※) 4名 10,000株 ※監査等委員である取締役を除く。

2. 発行の目的および理由

当社は、2023年3月1日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しました。

また、本日開催の第12回定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して「勤務継続型譲渡制限付株式」については年額60,000千円以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間（5ヶ年の事業年度）につき60,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、発行または処分（以下「交付」という。）される当社の普通株式の総数は「勤務継続型譲渡制限付株式」については年30千株以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間（5ヶ年の事

業年度)につき30千株以内とすること、および譲渡制限期間として「勤務継続型譲渡制限付株式」については交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日まで、「業績連動型譲渡制限付株式」については交付日から5年以上で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。本制度の概要等につきましては、以下3.のとおりです。

3. 本制度の概要等

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した普通株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。その1株当たりの払込金額は、普通株式の交付に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計17,960,000円を支給し、ひいては当社の普通株式20,000株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

4. 本割当契約の概要

本新株式発行において、当社と対象取締役との間で締結される本割当契約の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

① 勤務継続型譲渡制限付株式

2023年4月27日（払込期日）から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

② 業績連動型譲渡制限付株式

2023年4月27日（払込期日）から2028年4月26日までの間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

① 勤務継続型譲渡制限付株式

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降5年間継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、すべての本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとします。

② 業績連動型譲渡制限付株式

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったこと等を条件として、本割当株式のうち、2027年12月期決算に係る有価証券報告書に記載されるEBITDAの値が当社の取締役会が定め

る基準値以上であった場合、本割当株式に下記「解除率」の割合を乗じた株数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）について譲渡制限を解除するものとします。

・解除率の算出方法

解除率 = 2027年12月期EBITDA（実績値） ÷ 6.5億円

- ※ 1. 計算の結果1を上回る場合には、解除率は1とします。
2. 計算の結果0.7未満となる場合には、解除率は0とします。

(3) 当社による無償取得

- ① 当社は、譲渡制限期間中の満了日までに対象取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合等本割当契約に定める一定の事由に該当した場合、本割当株式の全部を無償で取得するものとします。
- ② 対象取締役が、譲渡制限期間の満了前に当社の取締役その他一定の地位から退任した場合には、当社は、取締役会決議により当社が合理的に相当と認める範囲で本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができるものとします。
- ③ 勤務継続型譲渡制限付株式について、対象取締役が、本割当株式の交付日から5年間の経過する前に当社の取締役その他一定の地位からも退任した場合には、当社は、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができるものとします。
 - (a) 無償取得の対象となる本割当株式の全部を無償で取得する。
 - (b) 対象取締役が退任した時点をもって、次の i の数から ii の数を引いた本割当株式の全部を無償で取得する。
 - i 本割当株式
 - ii 本払込期日を含む月から対象取締役が当社の取締役その他一定の地位からも退任した日を含む月までの月数を60で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、次の各号に掲げる事項に関し、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間中に到来する場合には、取締役会の決議により、本払込期日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することとします。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得いたします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ② 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- ③ 株式の併合 株式の併合の効力発生日
- ④ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- ⑤ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日
- ⑥ 日本国内のすべての金融商品取引所における当会社の普通株式の上場の廃止（上記各号に該当する場合を除く）日本国内のすべての金融商品取引所における当会社の普通株式の上場が廃止される日

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年3月27日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である898円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上